

3. 電気工事と資格

(1) 電気工事とは

電気工事士法において“**電気工事**”とは、一般用電気工作物または自家用電気工作物のうち最大電力500kW未満の需要設備（以下、自家用電気工作物という。）を設置・変更・撤去する工事である。

ただし、次の①～⑥までの工事は政令で“**軽微な工事**”とされ電気工事から除外されている。

- ① 600V以下で使用する接続器・開閉器にコードまたはキャブタイヤケーブルを接続する工事。
 - ・接続器の例…差込接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットなど
 - ・開閉器の例…ナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチなど
- ② 600V以下で使用する電気機器（配線器具を除く）・蓄電池の端子に電線（コード及びケーブルを含む）をねじ止めする工事。
- ③ 600V以下で使用する電力量計・電流制限器・ヒューズを取付け、または取外す工事。
- ④ 電鈴、インターホン、火災感知器等の施設に使用する小型変圧器（二次電圧36V以下に限る）の二次側配線工事。
- ⑤ 電柱の設置・変更・撤去の工事。
- ⑥ 地中電線を布設する暗渠または管の設置・変更・撤去の工事。

(2) 電気工事の作業に必要な資格

一般用電気工作物及び自家用電気工作物に係る電気工事において、資格を必要とする作業とその作業に従事できる資格は下表のとおりである。

規制対象物	資格を必要とする電気工事の作業	左記の作業に従事できる資格
一般用 電気工作物	① 電線相互を接続する作業 ② がいしに電線を取付ける作業 ③ 電線を直接造営材等に取り付ける作業 ④ 電線管、線樋（せんぴ）、ダクト等に電線を納める作業 ⑤ 配線器具を造営材等に取り付け、又はこれに電線を取付ける作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取替える作業を除く） ⑥ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックス等とを接続する作業 ⑦ ボックスを造営材等に取り付ける作業 ⑧ 電線、電線管、線樋、ダクト等が造営材を貫通する部分に防護装置を取付ける作業 ⑨ 金属製の電線管、線樋、ダクト等を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り、金属板張りの部分に取り付ける作業 ⑩ 配電盤を造営材に取り付ける作業 ⑪ 接地線を電気工作物に取り付け、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業 ⑫ 600Vを超えて使用する電気機器に電線を接続する作業	・第1種電気工事士 ・第2種電気工事士 ・旧電気工事士 （旧電気工事士は、現行法における第2種電気工事士とみなされ有効に使用できる。）
自家用 電気工作物 （最大電力 500kW未満の 需要設備）	特殊電気工事の作業 次の電気工事を特殊電気工事という。 ・ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの付属設備に係る電気工事。（以下、“ ネオン工事 ”という。） ・非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との電線接続部分を除く）及びこれらの付属設備に係る電気工事。（以下、“ 非常用予備発電装置工事 ”という。）	・ 特種電気工事資格者認定証
	簡易電気工事のうち、上記の一般用電気工作物①～⑩に該当する作業 簡易電気工事とは、600V以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事である。ただし、電線路に係る電気工事及び特殊電気工事は除く。	・第1種電気工事士 ・ 認定電気工事従事者認定証
	特殊電気工事及び簡易電気工事以外の作業であり、かつ上記の一般用電気工作物の①～⑫に該当する作業。	・第1種電気工事士